

未来へつなぐ あだちプロジェクト

「一旦区外に出てみると、足立区のイメージがとても悪いことに驚きました。これでは若者がふるさとに誇りを持つことが難しい。区としてもイメージアップに注力して欲しい」。これは、成人式（現在の「二十歳の集い」）実行委員から、毎年異口同音に上がる意見です。イメージの悪い原因を探ると、テレビやマスコミの影響で「何となくそう思う」と作り上げられていることがわかってきました。

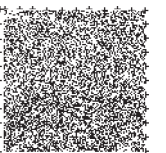
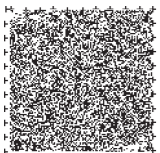
そこで、区内外から正当な評価を受け、足立区の子どもや若者たちが自信をもって「足立区出身」と言えるよう、「治安」「学力」「健康」「貧困の連鎖」をボトルネック的課題と位置付け、その克服に注力してきました。特に「貧困の連鎖」は、他の3つの課題にも影響する根源的な課題であり、生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持ってそれを実現していくために、平成27年度を「子どもの貧困対策元年」と位置付け、全国に先駆けて施策を展開してきました。

子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化しています。また先々への漠然とした不安感も高まるばかりです。そうした中、自己を肯定し、自らの人生を切り拓いていくための地力を付けてもらえるよう、「足立区子ども・若者計画」を策定しました。

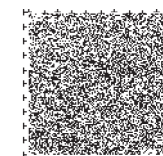
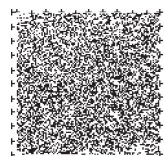
ポイントは「より早く」「より厚く」「より長く」。行政ばかりでなく、地域の皆様や企業団体のお力もお借りしながら、実効性ある、具体的な施策を並べました。

すべての子どもが「生まれてきてよかった」「この街だからこそ希望を持って生きることができた」と思える足立区の実現を目指して、なお一層施策の充実に努めて参ります。

令和8年3月
足立区長 近藤 やよい



第1章 足立区子ども・若者計画の策定にあたって	ページ		
1 計画の目的	3		
2 計画策定の「背景」と「特徴」	3		
3 計画の位置づけ	5		
4 計画の対象	6		
5 計画の期間	6		
第2章 足立区の「子どもの貧困対策」を振り返る			
1 子どもの貧困対策実施計画の推進と成果および今後の取組方針	9		
第3章 「足立区子ども・若者計画」が目指す方向性			
1 計画の体系図	29		
2 基本理念	31		
3 計画の「柱立て」	32		
4 計画推進のために必要な「視点」	33		
5 足立区子ども・若者計画で「強化」または「新たに取り組むべき」課題	34		
6 計画の推進体制と評価	39		
第4章 柱立て・施策別の具体的な取組			
柱1 すべての子ども・若者の生き抜く力を育む			
施策 1-1 心とからだの健やかな成長支援	45		
施策 1-2 確かな学力の定着に向けた支援	47		
施策 1-3 居場所と体験の充実	49		
施策 1-4 社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援	51		
施策 1-5 未来を拓く選択の後押し	53		
施策 1-6 命を守る教育と支援の充実	55		
		柱2 安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる	
		施策 2-1 妊娠前から産後期の支援	57
		施策 2-2 成長過程に応じた支援	59
		施策 2-3 経済的困難世帯への生活支援	61
		施策 2-4 社会的支援を必要とする子を守るための家庭支援	63
		柱3 地域全体で子ども・若者の成長を支える	
		施策 3-1 こどもまんなか社会に対する理解促進	65
		施策 3-2 地域活動への参加促進	67
		施策 3-3 地域団体等による活動の推進	69
		1 長期的な成果指標	71
		2 中短期的な成果指標	74
		資料編	
		資料編 1 こども基本法	83
		資料編 2 足立区こども計画審議会条例等	89
		資料編 3 計画の策定経過	93
		資料編 4 子どもの健康・生活実態調査（令和2～6年度）結果 概要版	97
		※第2期足立区子どもの貧困対策実施計画（令和2年3月策定）の資料編にある概要版（平成27年度から令和元年度分）以降を掲載しています	
		資料編 5 足立区の子ども・若者関連施策のライフステージごとの取組状況	119



第1章

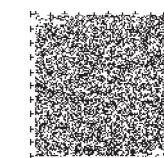
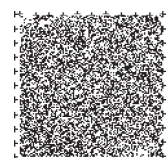
足立区

子ども・若者計画の 策定にあたって

第1章では、
足立区子ども・若者計画の「目的」や、
「策定の背景」「特徴」などについて
掲載しています。

ADACHI CHILDREN AND YOUTH PLAN

2026-2030



1 計画の目的

足立区子ども・若者計画（以下、「本計画」）は、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、将来に向けて夢や希望を描ける地域社会を目指し、足立区（以下、「区」）の子ども・若者施策を一体的かつ横断的に推進するために策定するものです。

2 計画策定の「背景」と「特徴」

(1) 区が抱える「4つのボトルネック的課題」の克服

平成22（2010）年以降、区は「治安」「学力」「健康」「貧困の連鎖」の4つをボトルネック的課題（※1）として掲げ、地域住民や団体、企業、行政が一体となって改善に取り組んできました。そのなかでも、次代を担う子どもたちの可能性を阻み、世代を超えて連鎖する「貧困」は、ボトルネック的課題の根底にあると捉え、その解消に向けて、現在も全力で取り組んでいます。

足立区の4つのボトルネック的課題



（※1）克服しない限り区内外から正当な評価が得られない根本的課題

(2) 全国に先駆けて「子どもの貧困対策」に着手

平成26（2014）年1月、国は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定。それを機に区では、平成27年度を「子どもの貧困対策元年」と位置づけ、「未来へつなぐ あだちプロジェクト 足立区子どもの貧困対策実施計画」（以下、「第1期計画」）を策定し、本格的な対策に着手しました。

区の子どもの貧困対策は、「貧困」を単に経済的困窮に限定せず、社会的孤立や健康上の問題など、成育環境全般にわたる複合的な課題として捉え、政策経営部内に「子どもの貧困対策担当部子どもの貧困対策担当課（現：あだち未来創造室子どもの貧困対策・若者支援課）」を専管組織として設置し、組織横断的な連携により施策・事業を進めてきました。



(3) 「第2期子どもの貧困対策実施計画」の策定と新たな課題への取組

令和2（2020）年3月には、第1期計画の成果と課題を整理した上で、「第2期子どもの貧困対策実施計画」（以下、「第2期計画」）を策定。ライフステージ間の「切れ目ない支援」や「子ども自身の自己肯定感を高め、夢や希望を抱く契機をつくる」ことを目指し、「体験機会の充実」「義務教育終了後の若年者支援」「外国籍と外国にルーツを持つ子どもたちへの支援」など多様化するニーズに対して積極的に取り組んできました。

「第2期計画の取組と成果」を第2章で掲載

(4) すべての子ども・若者を対象とする「こども基本法」制定

令和4年に制定された「こども基本法」（令和5年4月施行）では、子ども・若者を権利の主体として尊重し、その最善の利益を考慮する（※2）ことなどが基本理念として定められ、自治体においても「こども計画」の策定が努力義務となりました。

（※2）子ども・若者を「守られる存在」としてではなく、自分の考えや気持ちをもつひととして尊重し、その幸せや成長にとって最も良いことを常に考えていくこと。

(5) 「足立区こども計画審議会」での議論と答申（令和6年8月～令和7年8月）

本計画の策定に向けて、専門的見地や区民の視点を盛り込むため、区長の諮問機関として、学識経験者、区内有識者、区議会議員、区民委員（うち2名は、29歳以下の若者）などにより構成する「足立区こども計画審議会（委員18名）」を計5回開催。計画のみちしるべとなる「基本理念」のほか、「柱立て」や昨今の子ども・若者を取り巻く「新たな課題」が審議され、令和7年9月に答申を受けました。

「基本理念・柱立て」「新たな課題」などを第3章で掲載

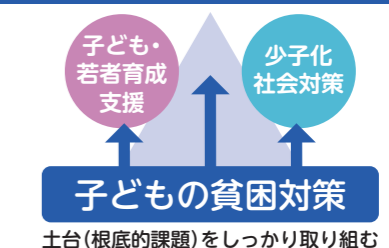
特徴 子どもの貧困対策に重点をおいた「足立区子ども・若者計画」

こども基本法に基づき策定された「こども大綱」では、自治体が策定する「こども計画」において「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」の3つの視点を盛り込み、「こどもまんなか社会」（※3）の実現を目指すとしています。

本計画の策定を新たなスタートとして、区がこれまで取り組んできた「子どもの貧困対策」を引き続き強力に推進するとともに、すべての子ども・若者への支援をこれまで以上に強化していくことで社会的自立を促し、少子化対策にもつなげていきます。

“子どもの貧困対策に重きを置いた”
「子ども・若者計画」のイメージ

足立区子ども・若者計画



（※3）全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。（「こども大綱」より抜粋）

3 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

本計画は「こども基本法」に基づき策定します。

■こども基本法より一部抜粋

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県こども計画等)

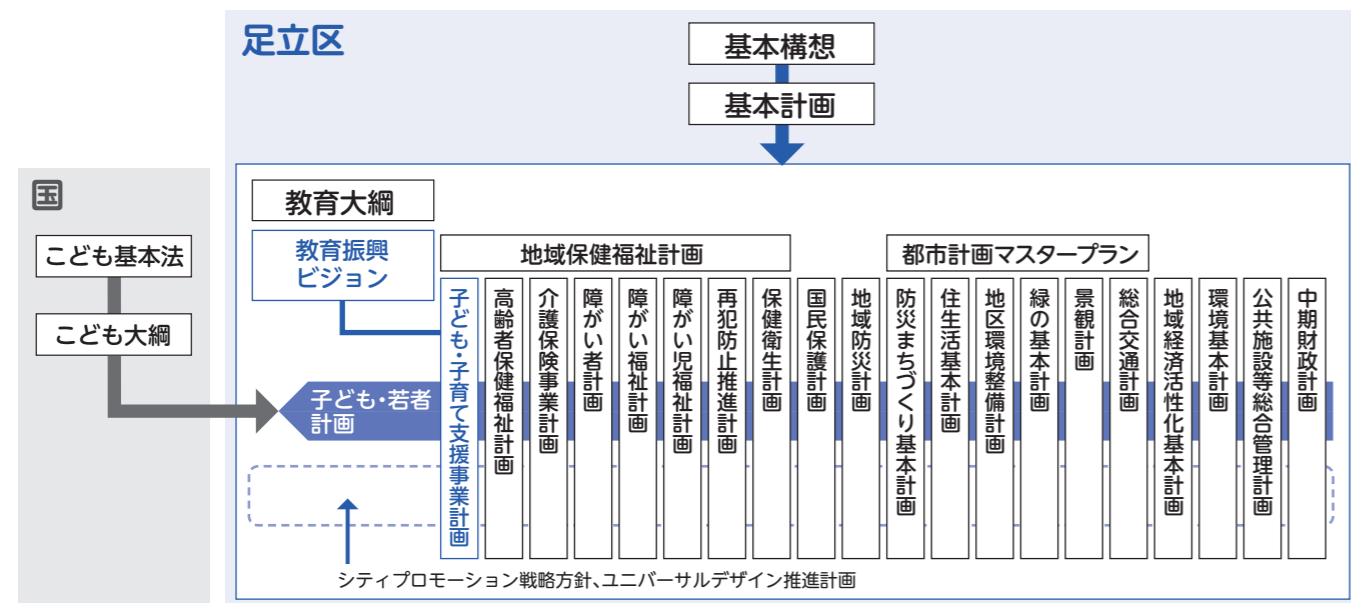
第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

第十条2 市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 区の計画との関連

本計画は、「足立区基本構想」および区の最上位計画である「足立区基本計画」のもとに位置づけられています。また、教育・保育関連の計画との整合を図りながら、子ども・若者に関する施策を分野横断的に調整・推進する（横串を刺す^(※1)）役割を担います。

(※1) 「子どもの貧困」などの複合的な課題に対し、部署の縦割りを越え、施策を全庁的・横断的に連携させ、総合的な解決を目指す役割を担う。



【主な関連計画】

教育振興ビジョン

「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」という教育大綱の基本理念の実現に向け、教育行政で取り組むべき施策と事業を体系的にまとめた8年間の計画

子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」に基づき策定した、子どもと子育て家庭を支援するための5年間の計画

4 計画の対象

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされ年齢は定められていませんが、本計画においての対象は以下のとおりとします。

「子ども」…妊娠期・産後期から中学生期（15歳まで）

「若者」…高校生期から大学生・若者期（16歳から概ね29歳まで）

なお、本計画は、子どもだけでなく若者も当事者であることを明確に伝えるため、計画の名称を「子ども・若者計画」とします。

区関連計画	ライフステージ	妊娠期・産後期	就学前期	小学生期	中学生期	高校生期	大学生・若者期
子ども・若者計画		←					→
教育振興ビジョン			←		→		
子ども・子育て支援事業計画		←	→				

障がい者支援などについては、上記のライフステージに関わらず幅広い年齢層を対象として施策・事業を展開していきます。

5 計画の期間

本計画の期間は、「こども大綱」の目標達成期間が概ね5年とされていることに加え、第1期・第2期計画ともに5年ごとに見直し^(※2)してきたことから、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

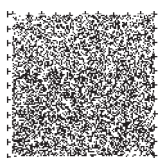
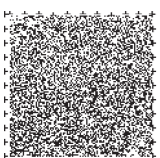
なお、法改正などの国の動向や社会状況の変化を見ながら、必要に応じて見直しの時期を変更する場合があります。

	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	(年度)		
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032			
基本計画	→																				
子どもの貧困対策実施計画	第1期					第2期					1年延長										
教育振興ビジョン	→																				
子ども・子育て支援事業計画	→																				

●令和5年4月「こども基本法」制定
令和5年12月「こども大綱」閣議決定

子ども・若者計画

(※2) 第1期計画は平成27年度から令和元年度の5年間、第2期計画は当初令和2年度から6年度だったが、足立区こども計画審議会の答申を踏まえるため1年延長し令和7年度までとした。



第2章

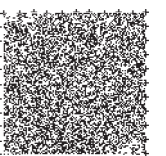
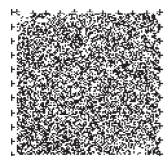
足立区の

「子どもの貧困対策」を 振り返る

第2章では、
足立区がこれまで取り組んできた
「子どもの貧困対策」を振り返ります。

ADACHI CHILDREN AND YOUTH PLAN

2026-2030



1 子どもの貧困対策実施計画の推進と成果および今後の取組方針

本章では、第1期計画（平成27年度～令和元年度）および第2期計画（令和2年度～令和7年度）の11年間で、区が注力してきた主な取組と成果をまとめました。

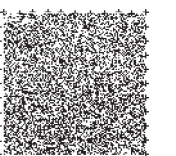
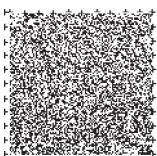
【区民サービスに直接影響のある取組】 ※くわしくは「詳細ページ」を参照

注力してきた取組	主な成果など 詳細ページ
(1) 子どもの可能性を広げる経験・体験機会の充実	様々な経験・体験機会を通じて、児童・生徒の自己肯定感 ^(※1) が向上した 11 ページ
(2) 協働・協創の推進（子どもの未来プラットフォームの活性化）	子ども食堂などの子どもの健やかな成長を支援する地域団体が増えた 13 ページ
(3) 子どもの自立に向けた取組の充実	学力の向上や生活習慣の改善など、自立に向けた力に向上が見られる 15 ページ
(4) 健康データ・実態調査等を踏まえた取組	「子どもの健康・生活実態調査」 ^(※2) の結果をエビデンス ^(※3) として事業を評価・展開した 19 ページ
(5) 外国にルーツを持つ子どもたちへの支援	学びの場（あだち日本語学習ルーム）や居場所を兼ねた学習支援を拡充した 21 ページ
(6) 若年者（特に義務教育終了後）の支援体制の強化	若年者支援協議会 ^(※4) を立ち上げ、区内都立高校などとの連携体制を構築した 23 ページ
(7) 妊娠・出産期の手厚い支援を就学期までつなげる体制づくり	スマイルママ面接 ^(※5) やこんにちは赤ちゃん訪問 ^(※6) などの継続実施に加えて、令和7年度から、こども家庭センターの機能設置による子ども家庭部と衛生部の連携強化や、生後5か月から1歳4か月までの子がいる家庭の全世帯訪問を開始した 25 ページ

【区の施策・事業の推進に関する取組】 ※下記に「主な成果」などをまとめています

注力してきた取組	主な成果など 詳細
(8) 情報が届きにくい層への対策強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 保護者と学校、保育園、幼稚園、学童保育室および区とのデジタルツールを活用した情報連絡が可能となった ② コロナ禍により、対面式に加えて開始したオンライン育児栄養相談^(※7)により、保健センターに出向くことができない保護者に対しても、専門職による個別面談を実施できるようになった
(9) 一元化データ（子どもの健康情報を区のシステムで集約）のさらなる利活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 「子どもの健康・生活実態調査」の結果と、学校定期健康診断結果などの情報を連携し、分析に活用している ② 健診などの事業を効果的に実施するため、データを活用し、対象者の特性を把握している
(10) 「組織間（組織内）」「事業間」などとのつなぎ目強化	<ul style="list-style-type: none"> ① あだち子どもの未来応援基金^(※8)の活用により、各所属で実施している子どもたちの健やかな成長を支援する取組のさらなる強化、拡充につながった ② 区の支援が薄くなっていた、義務教育終了後の高校生世代以上を対象に支援体制をスタートし、切れ目ない支援を強化した

(※1) 自分の価値や存在を肯定的に受け止める感覚。自分を信じ、様々なことに挑戦できる力の基礎となる。
(※2) 区立小学1年生を中学2年生まで追跡調査するなど、成長過程の変化、子どもの健康と家庭環境や生活習慣の関係性などを分析。
(※3) 「証拠」や「根拠」、「裏付け」を意味する言葉で、ある主張や結論が正しいことを客観的に示す具体的な情報やデータ。
(※4) 高校の「中途退学予防の強化」と「中途退学後の支援」を目的に、都立高校やNPO、都や区の関係機関などで構成する会議体（令和4年1月設置）。
(※5) 妊娠届け出後に、保健師との面接を通して妊娠や出産への不安、心身の健康状態などを相談できる。
(※6) 生後3か月までの乳児がいる全家庭を対象に、訪問指導員（保健師・助産師）などが健康相談や育児のアドバイスを行う。
(※7) オンラインで乳幼児の発育や発達、食事、歯のケアなど、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士などの専門職に相談できる。
(※8) すべての子どもが夢や希望を持てる地域社会を目指し、子どもの貧困対策などを支援するために設置した基金（家庭でいう貯金にあたる）。



(1) 子どもの可能性を広げる経験・体験機会の充実

目的

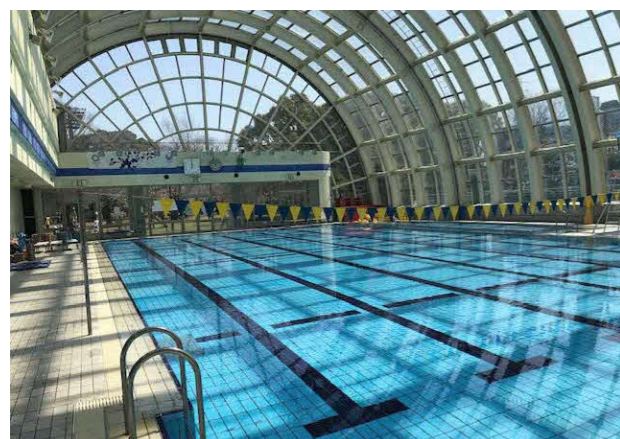
すべての子ども・若者が多様な体験機会を通じて自己肯定感を高め、成育環境に関わらず、夢や希望を抱き、将来の可能性が広がるようにする。

主な取組

- 令和4年度から、区立小学校の5年生全員を対象にプロの舞台芸術（ミュージカル）鑑賞体験事業を開始した。
- 令和5年度から、夏休み期間中の子どもたちの体験格差を解消するため、区有施設での有料の体験講座の無料化事業を実施。令和6年度からは区立プールなどの利用料のほか、区内銭湯の協力を得て無料化の範囲を拡大した。
- 将来の職業選択のきっかけになるよう、職業体験などのキャリア教育支援事業を継続的に実施している。



▲地域学習センターなどで実施する体験講座



▲夏休み期間中は区立プールなどの利用料が無料

その他の取組

● 自然教室

- ①小学校自然教室（小5・小6）
自然の中で学び、体験を通じて四季の変化や命の大切さを学び、観察力や協調性を育む
- ②中学校自然教室（中1）
農作業体験（田植え、稲刈り）、食文化体験（笹団子づくり、餅つきなど）、野外炊飯などの多様な体験の場と機会を創出し、学ぶ意欲を育む

● 授業体験など区内大学との連携

大学の知見や施設を活用し、子どもたちに多様な学びや体験の機会を創出

● プロスポーツ無料観戦

試合観戦を通じて、スポーツに親しむ機会を広げる

● 芸術文化体験（地域芸術団体との連携）

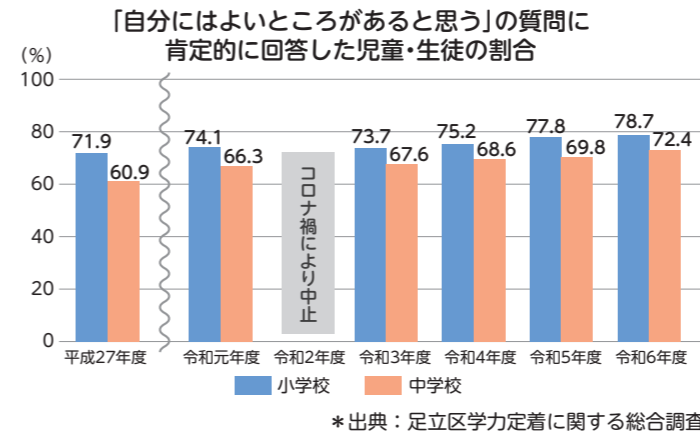
地元の劇団やアーティストによる音楽演奏体験など、日常では得られない文化芸術に触れる

● 地域交流イベント参加

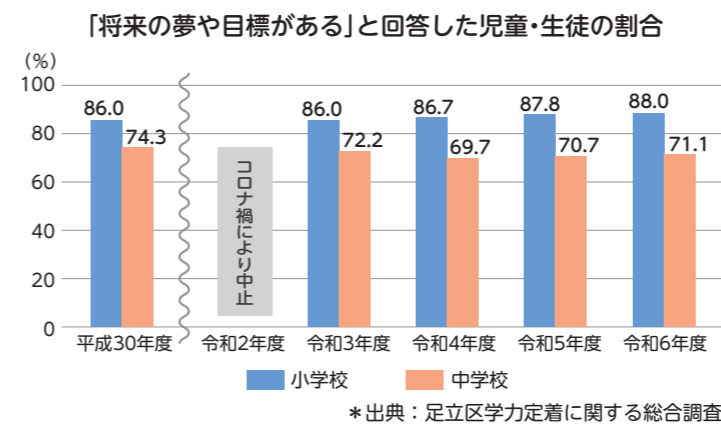
町会、自治会や青少年育成団体などが実施する地域の祭りやボランティア活動などに子どもが参加することで、社会性や思いやりを育てる

成果

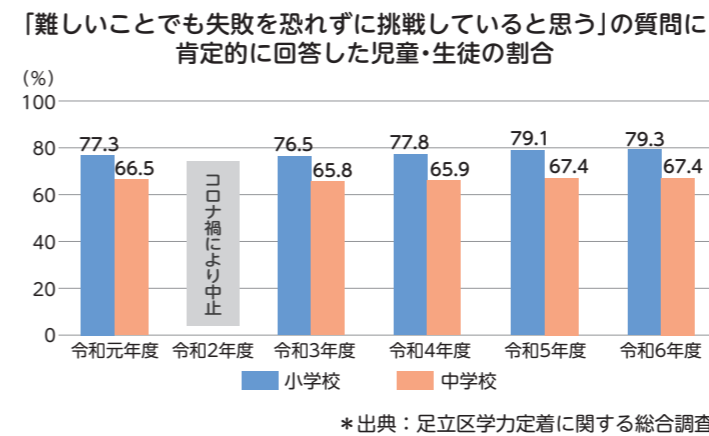
児童・生徒の自己肯定感が向上している



● 「自分にはよいところがある」と回答した児童・生徒の割合は、年々増加傾向となっている。



● 「将来の夢や目標がある」と回答した児童・生徒の割合は、中学生においては横ばいであるものの、小学生においては徐々に増加している。

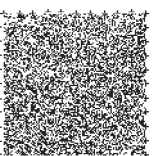
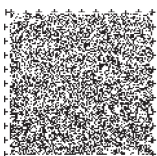


● 「難しいことでも失敗を恐れずに挑戦していると思う」と回答した児童・生徒の割合が増加しており、レジリエンス^(※1)の向上が見られる。

(※1) 困難や失敗に直面しても立ち直り、柔軟に対応できる力。自己肯定感が支えとなり育まれる。

今後の取組方針

- 様々な体験事業により、子どものレジリエンスの向上につながっている。今後も効果の検証と改善を行いながら、継続して実施していく。
- 家庭の経済状況や保護者の状況によって、子どもが体験の機会を得られない場合があることを踏まえ、すべての子どもが安心して多様な体験に参加できる環境を整えていく。



(2) 協働・協創の推進 (子どもの未来プラットフォームの活性化)

目的

行政主導から地域との協働・協創へと取組を発展させ、より多くの子どもに支援が届く地域社会を実現する。

主な取組

- ① 子ども食堂や子どもの健やかな成長を支援する団体、子育て家庭を支援するフードパントリー運営団体に補助金を交付し、活動を支援している。
- ② あだち虹色寄附制度^(※1)を通じて「子どもの未来応援基金」や「協働・協創パートナー基金」への寄附を募り、補助金の原資として活用している。
- ③ 令和3年度から、NPO活動支援センターが子ども食堂運営団体の交流会を開始。子ども食堂の立ち上げ支援や、企業から寄附を受けた食材を団体に配る役割も果たしている。

(※1) 寄付者が、寄附の際に「使い道」を選ぶことで、自身の想いを足立区の施策や事業に反映させることができる制度



▲子ども食堂



▲子ども食堂スタッフ体験

その他の取組

● 子ども食堂スタッフ体験会

子ども食堂のスタッフとの調理体験や、各団体の活動紹介などを通じて、既存の子ども食堂への参加や新規立ち上げなど、区民の積極的な参画を促す

—— 以下、補助金を活用した活動事例 ——

● 大学生ボランティアによるパークリーダー活動

子どもたちが放課後の時間を安全に楽しく過ごせるよう、大学生などが公園での遊びを見守る活動

● 自然体験を通じた子どもの成長支援活動

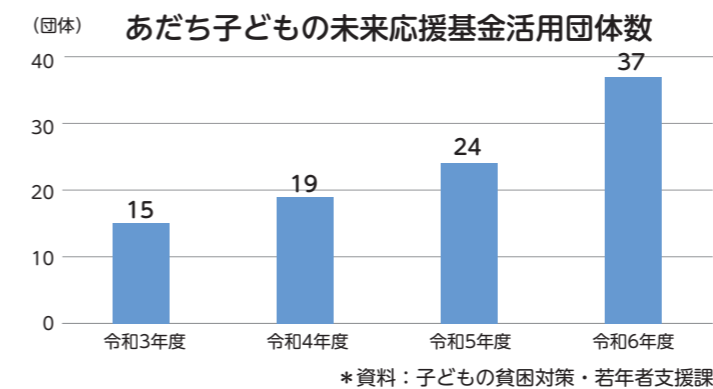
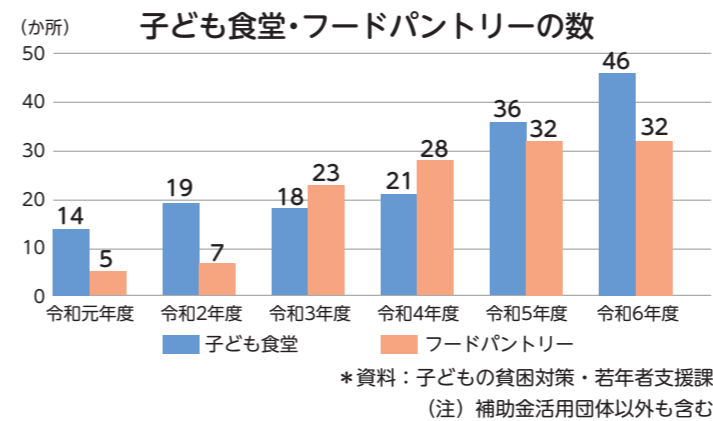
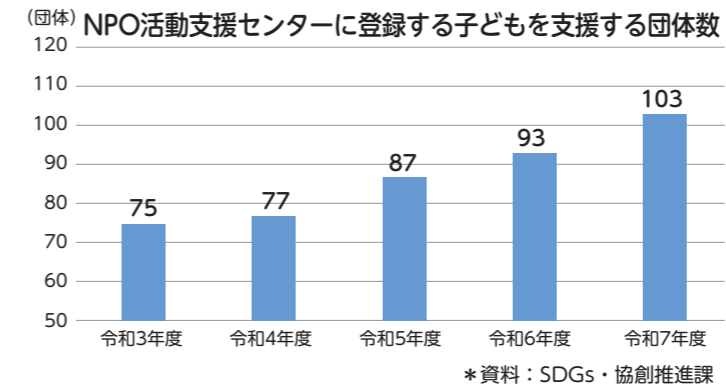
キャンプなどの自然体験を通して、チームワーク、自立心、感謝の心などを育む

● 放課後の居場所支援活動

小学生が放課後に安心して過ごせる居場所を提供

成果

子どもを支援する地域団体が増加している



● 子どもたちの多様なニーズに応えるため、学習支援や居場所づくり、生活支援など、「子どもを支援する」様々な活動を行う団体が増えている。

● 令和元年度から6年度にかけて、子ども食堂は14か所から46か所に増加し、フードパントリーは5か所から32か所に増加した。

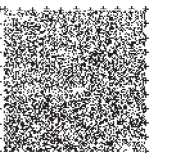
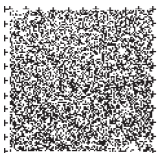
● あだち子どもの未来応援基金の活用により、着実に地域の多様な主体の活動が広がっている。

● 令和3年3月から令和7年3月末までに累計約2億2千7百万円の寄附が寄せられ、そのうち約2千6百万円を活用し、延べ95団体98事業の取組を支援した。

今後の取組方針

- NPO活動支援センターや、あやセンターぐるぐる^(※2)での企画や情報発信を行い、活動してみたい人、仲間を増やしたい団体を支援していく。
- 各団体が活動に合った支援を円滑に受けられるよう、区の基金を活用した補助金や、国や都の補助制度の周知を行い、学習支援や子ども食堂などの多様な活動の機会をさらに広げていく。
- 特に子ども食堂は、子どもたちの居場所づくりと食の支援の充実を図るため、区内67小学校の校区ごとに1か所ずつ開設ができるよう支援していく(令和7年10月現在、33校区で実施)。

(※2) 綾瀬駅西口高架下にある「やってみよう」を応援する地域の交流拠点。あやセンター主催イベントだけでなく、「何かイベントをやってみよう」という一般の方が発案した企画など、多様なイベントが実施されている。



(3) 子どもの自立に向けた取組の充実 ①【児童・生徒の確かな学力の定着】

目的

子どもたちが将来の夢を実現できるよう、その基礎となる確かな学力の定着を図る。

主な取組

- ① 「教員の授業力向上」と「個に応じた学習機会の充実」の2本柱のもと、教育委員会と学校現場が一体となって学力定着に向けて施策を進めてきた。
- ② 児童・生徒主体による問題解決を中心とした授業スタイルである「足立スタンダード」に基づく授業改善を全校で実践し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて取り組んできた。
- ③ 個に応じた学習支援として「そだち指導による個別指導」(※1)「中1夏季勉強合宿」(※2)などを実施している。
- ④ さらなる学びの意欲に応える取組として、成績上位で学習意欲も高いが、家庭の事情などにより塾などの学習機会の少ない生徒を対象にした、無料学習塾「足立はばたき塾」を継続実施している。

(※1) 国語・算数で学習内容の理解につまずきが見られる小学2～5年生(5年生は算数のみ)を対象に、指導経験豊富なそだち指導員が別教室で1対1の個別指導を行い、つまずきの早期解消と学習意欲の向上に取り組んでいる。

(※2) 中学1年生を対象に、夏休み期間中に算数・数学のつまずきを克服し、今後の数学の学習につなげるため、宿泊型と各校に通う通所型いずれかの方法で、マンツーマン指導を実施している。



▲中1夏季勉強合宿

その他の取組

● 教科指導専門員派遣

主に、小学校の国語と算数、中学校の国語、数学、英語の授業改善・充実のため、教員経験豊富で教科指導に秀でた専門員を学校に派遣し、担当教員の支援や指導、助言を行う

● MIM(多層指導モデル)を活用した指導

小学1年生の各クラスの学習や活動において、学習の基礎となる「流暢な読み」を獲得するため、異なる学力層の子どもに対応した指導・支援を行う

● 英語チャレンジ講座／英語マスター講座

英語力向上を目指す無料プログラムで、子どもたちが楽しく学べる環境を提供。基礎から応用までの内容をカバーし、英語に自信を持てるよう支援する

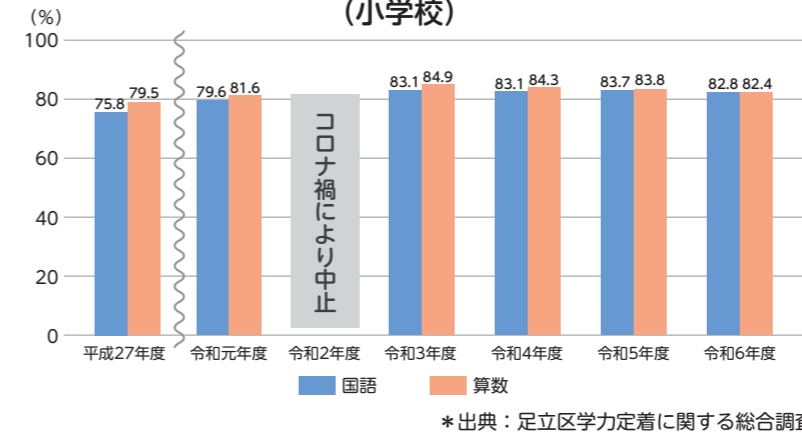
● AI型ドリル教材の活用

子どもの理解度に応じた問題を自動で出題するAI型ドリル教材を活用し、一人ひとりのつまずきを効果的に解消しながら基礎学力の定着につなげる

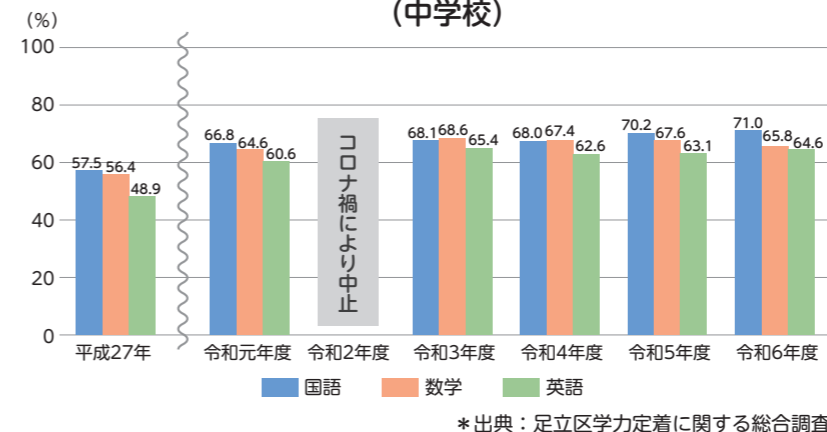
成果

学力が定着、向上している

「足立区学力定着に関する総合調査」の児童・生徒の通過率(小学校)



「足立区学力定着に関する総合調査」の児童・生徒の通過率(中学校)



● 通過率(※3)は、令和元年度と比較して、小・中学校ともに、いずれの教科も上回った(※4)。

● 小学校段階で一定の学力の定着が見られる一方、中学校段階で伸び悩んでいる傾向が見られる。

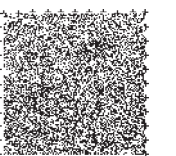
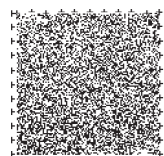
(※3) 目標値以上の正答があった児童・生徒の割合
(※4) 令和元年度から問題構成・目標値の算出方法が変更となったため、左グラフの平成27年度の数値は参考値として記載

● 小学校では、令和5年度から6年度にかけて若干下降したが、継続して8割以上の児童に学習内容の定着が見られる。

● 中学校では、国語と英語に成果が見られたが、数学は令和5年度を下回る結果となった。

今後の取組方針

- 学習につまずきのある児童・生徒への早期支援として、補習や個別指導を引き続き充実させながら、基礎学力の定着を図る。
- 「そだち指導員」や「中1夏季勉強合宿」による個別指導を継続し、一人ひとりのつまずき解消と学習意欲の向上につなげる。
- 「足立はばたき塾」では、令和6年度までに累計1,101人が在籍し、毎年7割前後の参加者が第一志望校に合格している。一人でも多くの生徒が希望する難関校に進学できるよう引き続き支援していく。



(3) 子どもの自立に向けた取組の充実

② 【子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立】

目的

望ましい生活習慣と健康に生き抜くための実践力を身につける。

主な取組

- 平成19年度から「おいしい給食事業」を実施し、児童・生徒の食への理解や、料理をつくる人への感謝の気持ちを育み、心身を豊かにすることなどを目指している。
- 生活習慣病を予防するために、就学前から「ひと口目は野菜から」と「早寝・早起き・朝ごはん」などを啓発し、子どもの頃からの健康的な食習慣の定着を進めている。
- 幼児期の歯と口の健康を守るため、すべての年少児（4歳）から年長児（6歳）を対象に「あだちっ子歯科健診」を進めている。



▲ポスター（左：H29年～、右：R4年～）



▲足立区広報番組でおいしい給食をPR

その他の取組

● あだち食のスタンダード

中学校卒業までに子どもたちに身につけてほしい3つの健康的な食の実践力（※1）の取得・定着を目指す

- （※1）① 1日3食野菜を食べるなど、望ましい食習慣を身につける
 ② 栄養バランスのよい食事を選択できる
 ③ 簡単な料理を作ることができる

● あだちっ子健康教室

区保健師などによる生活習慣病予防の出前教室。子どもが運動や睡眠、食育などの話を通じて正しい生活習慣を身につける

● あだちはじめてえほん事業

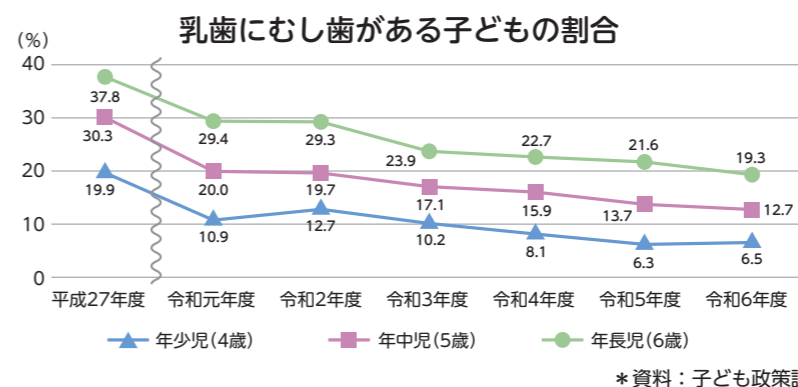
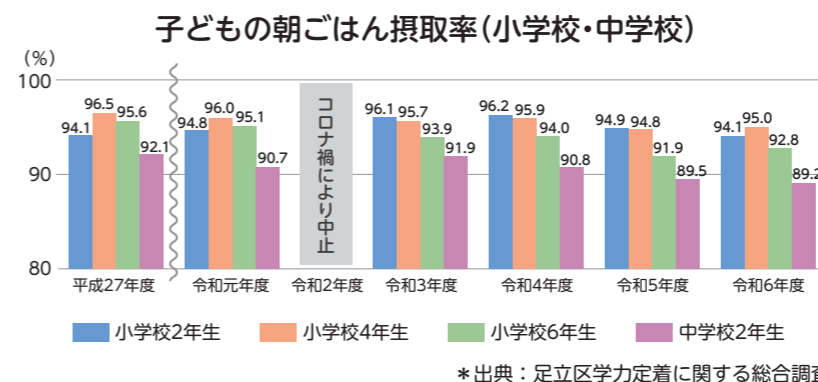
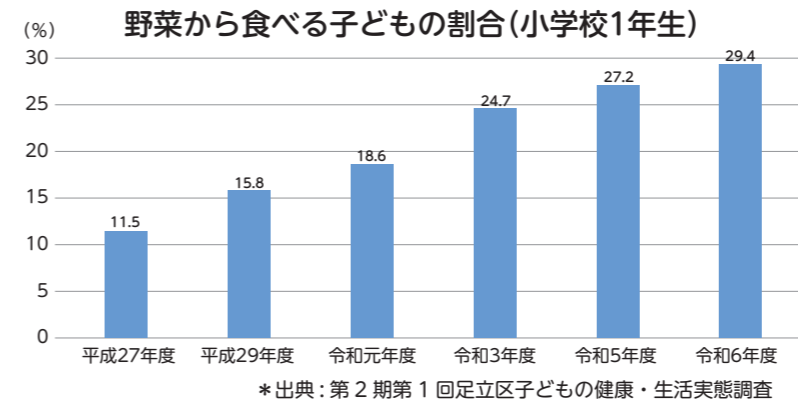
3～4か月児健診、1歳6か月児健診対象の乳幼児親子に絵本を1冊プレゼント

● 幼保小連携活動

就学前の子どもが、体験給食や学校探検などの活動を通じて、生活の決まりや支度の仕方を理解することで、幼児教育から小学校教育を円滑につなげていく

成果

生活習慣の定着や改善が見られる



● 小学1年生の「ひと口目は野菜から（ベジ・ファースト）」実践率は、平成27年度の11.5%から令和6年度には29.4%へ大幅に増加した。

● 就学前からの継続的な指導により、望ましい食習慣の定着が見られる。

● 子どもの朝ごはん摂取率は、小学2年生から中学2年生までのどの世代でも、9割前後の水準となっている。

● 約10人に1人が朝ごはんを食べていない状況や、年齢が上がるにつれて朝食を食べない児童・生徒の割合に増加傾向が見られる。

● 「あだちっ子歯科健診」を開始した平成27年度と比較して、令和6年度の年少児（4歳）、年中児（5歳）、年長児（6歳）の乳歯のむし歯有病率は大きく減少した。

今後の取組方針

- 心身の健全な発達に必要な心と体の基盤を確立するため、食育（野菜摂取の啓発など）、「早寝・早起き・朝ごはん」、歯みがき、読書、運動遊びなど、望ましい生活習慣の定着に向けた取組をさらに推進していく。
- 家庭と子ども自身の双方への啓発活動を継続して、子どもの頃からの生活習慣の大切さについて伝え、実践を促していく。

(4) 健康データ・実態調査等を踏まえた取組

目的

子どもの健康や生活の実態を正確に把握し、分析結果に基づいた効果的な施策を展開する。

子どもの健康・生活実態調査の概要

平成27年度から区と東京科学大学（旧東京医科歯科大学）が共同で実施。区立小学1年生から中学2年生までの追跡調査などにより、子どもの成長過程での変化や、子どもの健康と家庭環境や生活習慣の関係性などを分析し、その結果を区の様々な施策・事業の展開に活用している。令和6年度からは、第2期調査を実施中。

(1) 区立小・中学校に在籍する児童・生徒およびその保護者を対象に調査を実施

- 無記名アンケート方式

(2) 主な調査項目

- 子どもの健康状態や生活習慣（学校の欠席や入院の状況・運動習慣など）
- 保護者の子どもとの接し方（勉強をみる、一緒に体を動かして遊ぶ、大声で叱るなど）
- 保護者の経済状況（世帯年収、生活必需品の有無など）

(3) 調査の分析・活用方法

- 同一児童・生徒の追跡調査による行動・思考の変化や、他年代の調査との比較などによる分析
- 貧困が子どもの健康や生活状況に与える影響の分析
- 子どもや家庭に対する区の支援策の展開や効果測定に活用

成果

これまでの調査で見えてきたこと

ア 子どもの望ましい生活習慣が、レジリエンスを向上させる。

5つの望ましい生活習慣（※1）の定着は、子どもたちの自己肯定感や自己制御能力を育み、レジリエンスの向上に大きく影響する。

（※1）①ひと口目は野菜から食べる、②毎日朝ごはんを食べる、③決まった時間に寝る、④適度な運動を行う、⑤歯みがきを習慣化する

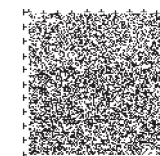
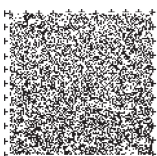
イ 保護者に相談相手があると、子どもの健康リスクが軽減する。

保護者が困った時に相談できる相手がいる世帯は、子どもの健康面（予防接種の受診率や自己肯定感など）によい影響を与える。

ウ 保護者の他者との交流が、子どものレジリエンスに影響する。

保護者が日常生活の中で関係しうる8つの特性の人々（※2）との交流のうち、6つ以上の特性の人々と交流がある場合に、子どものレジリエンスが高くなる可能性がある。

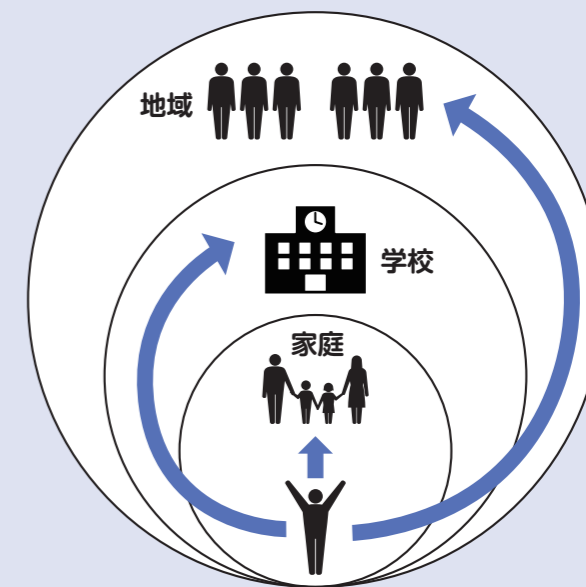
（※2）①高齢者、②10代～20代の若者、③異なる性別、④異なる職業、⑤異なる経済状況、⑥異なる教育歴、⑦異なる世帯構成、⑧異なる国籍



豊かな人間関係がレジリエンスを高める仕組み

これまでの調査を通して、家族との関係や社会的なつながりと、子どもたちの行動（問題行動または思いやりを示す行動）との関連について分析しました。

その結果、家庭・学校・地域それぞれのソーシャルキャピタルの醸成が、子どもたちのレジリエンスを高めることにつながっていきことがわかりました。



ソーシャルキャピタルとは

人と人との関係性や結びつきを資源として捉える考え方です。人々が信頼し合って助け合うことで問題が解決され、社会全体を安定させる力となります。

今後の取組方針

- 調査の分析結果を庁内関連部署で引き続き共有し、エビデンスに基づく施策を展開していく。
- 子どもの健康・生活実態調査を共同実施している東京科学大学から施策に活かせる提言を受けながら、庁内関連部署と連携し、子どものレジリエンスの向上や健康増進に効果が見込まれる支援策の更なる充実につなげていく。

(5) 外国にルーツを持つ子どもたちへの支援

目的

外国にルーツを持つ子どもたちが安心して教育を受けられる学びの環境を整えながら、不安なく日常生活が送れるようにする。

主な取組

- 令和2年度から、中学生を対象とした「あだち日本語学習ルーム」や、小学生から高校生世代を対象とした「外国にルーツを持つ児童・生徒などに対する学習・進学支援」を開始。日本語の定着や子ども同士の交流が図れる場を新設した。
- 小学校への日本語適応指導講師^(※1)の派遣や、中学校への「あだち日本語学習ルーム」の設置、全校に音声翻訳機を配付し、母語に対応している。

(※1) 小学校に在籍する、日本語の指導が必要な児童に対して、日本語の学習支援を行う講師。



▲外国にルーツを持つ児童・生徒の居場所を兼ねた学習支援



◀日本語学習支援ボランティア登録者は年々増加している

その他の取組

● 通訳ボランティア派遣事業

外国にルーツを持つ子どもや家庭が学校などでのやり取りを円滑に行えるよう支援

● 日本語ボランティアグループの支援

「日本語ボランティアグループ」の支援として、ボランティアの養成やスキルアップ講座を開催

● 足立区外国人実態調査

(令和3～7年度にかけて実施)

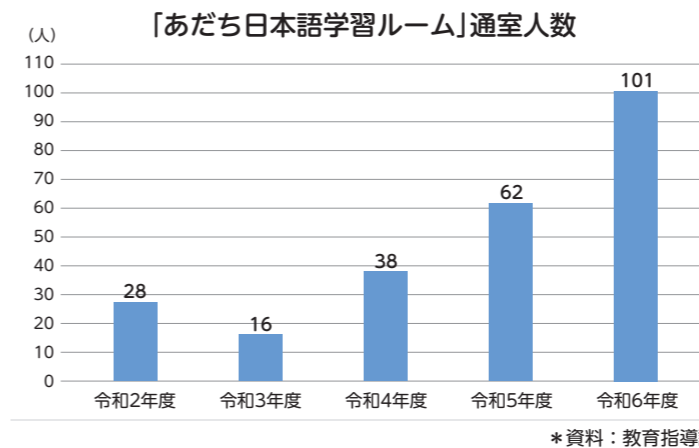
生活状況や課題を把握し、支援策の充実につなげるためのアンケートやインタビュー調査を実施

● 国際理解教育

他文化に対する理解と協力の精神を育むことを目的に、外国の文化や言語を学び、地域の多様性を尊重する意識を育てる

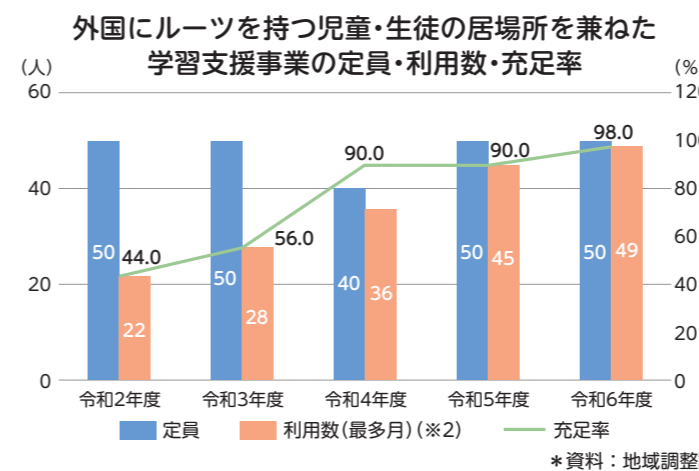
成果

学校内・外での支援を拡充した



● 「あだち日本語学習ルーム」の通室生徒は年々増加（令和2年度から6年度で約3.6倍）している。

● 大型ディスプレイを用いた視覚的な学習支援や、生徒のタブレット端末を用いた音声翻訳支援などにより、一人ひとりの課題に応じた授業支援を行った。



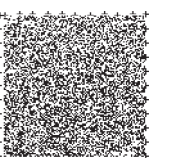
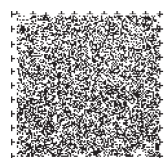
● 外国にルーツを持つ児童・生徒の居場所を兼ねた学習支援は、開始した令和2年度以降利用者が増加し、令和6年度時点ではほぼ満員の状態となった。

● 令和5年度には支援拠点を1か所から3か所に、令和7年度には定員を50名から75名に拡充した。

(※2) 各月の月末を基準日として、登録者の利用人数が多い月を当該年度の最多月としている。

今後の取組方針

- 居場所を兼ねた学習支援施設は定員を超える利用希望者がいるため、さらなる拡充が必要である。
- 母語で話せる環境や、気軽に利用できる居場所・支援施設の充実をさらに図っていく。



(6) 若年者（特に義務教育終了後）の支援体制の強化

目的

高校中退者や高校を卒業後に無業や不安定就労にあるなど、青年期・成人期で課題を抱える若者を中心に、学び直しや就労を支援することで、社会的な自立を促す。

主な取組

- 令和4年1月に、高校の「中途退学予防の強化」と「中途退学後の支援」を目的に、区内の都立高校、NPO、東京都のユースソーシャルワーカー、区の関係機関などが連携していく「若年者支援協議会」を立ち上げた。
- 令和5年度を「若年者支援元年」と位置づけ、区が運営する無料塾「足立ミライゼミ」^(※1)や、家庭や学校以外の第3の居場所として学習支援などを行う「高校生世代の居場所型学習支援」などの支援を開始した。
- 令和6年度に、若者の意見表明と参画の機会創出を目的とし、若者の声を直接聴く仕組みとして「アダチ若者会議」^(※2)を開始した。

^(※1) 成績上位で学習意欲も高いが、家庭の事情などにより塾などの学習機会の少ない生徒を中心として、民間教育事業者を活用した指導により難関大学を目指す区の無料学習塾（高校生版足立はばたき塾）。

^(※2) 若者が主体となって地域課題について意見交換を行う場。参加者の声を直接反映させるとともに、足立区に興味を持ってもらうきっかけになることを目指している。



▲アダチ若者会議



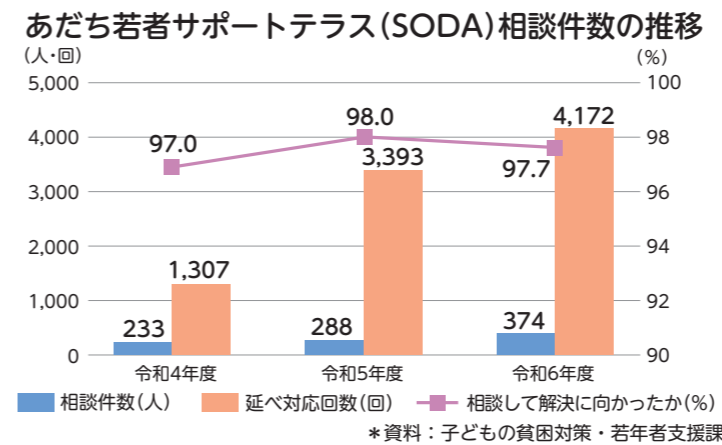
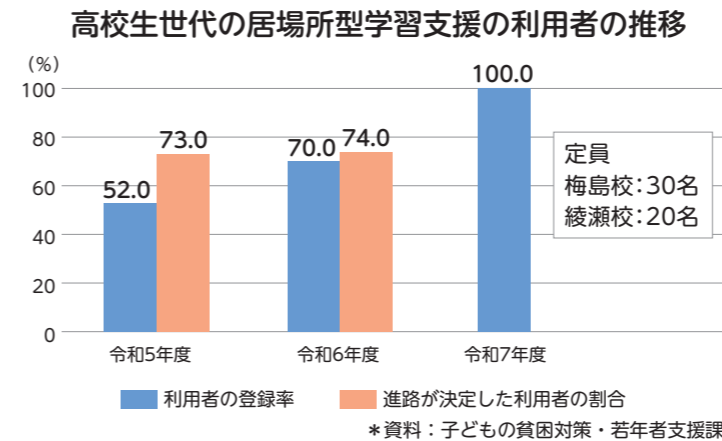
▲経済的に困難な高校生世代向けの支援

その他の取組

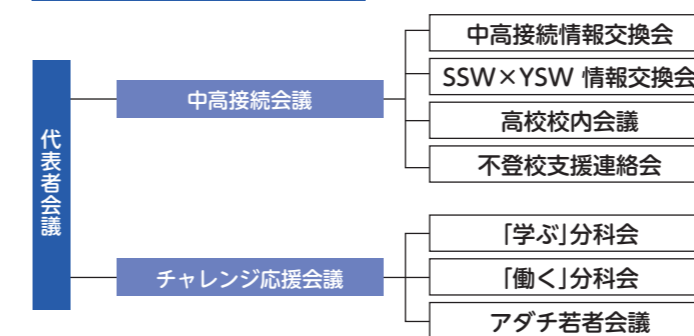
- **高校生・大学生向け給付型奨学金**
経済的に支援が必要な学生向けの返済不要の奨学金
- **高校生世代応援支援金**
部活動や習い事など、高校生世代の若者のやりたいことを支援する給付金
- **大学等の修学・就職支援**
生活困窮世帯の学生を対象に、パソコンや教材、就職活動のスーツなどの購入費用を支援
- **大学等受験料および模擬試験料助成金**
児童扶養手当受給世帯のひとり親家庭や、その他生活困窮世帯の子どもを対象に、大学の受験料などを助成
- **あだち若者サポートテラス (SODA)**
若者のメンタルヘルスに関する相談や困りごとを、精神科医、精神保健福祉士、看護師などの専門チームがサポートする施設
- **高校生への食の支援**
様々な事情により食の支援を必要としている高校生を対象に、区内飲食店（令和7年度は5店舗）で食事を無料提供

成果

高校生世代以上の支援を拡充している



若年者支援協議会の構成



今後の取組方針

- 義務教育卒業を境に支援が薄くなっている高校生世代以上の若者や保護者に対して、必要とされる支援策の把握と拡充を図る必要がある。
- 「アダチ若者会議」などを通じて当事者の声を聴き、若者が求める支援や新たな取組を施策に反映させていく。
- 高校生世代以上の若者や保護者に対して必要な支援が届くよう、情報発信を強化していく。

(7) 妊娠・出産期の手厚い支援を就学期までつなげる体制づくり

目的

子育て家庭が孤立することなく子どもを養育できるよう、特に妊娠届出時から支援を要する世帯を把握し、きめ細やかな妊産婦支援を行う。

主な取組

- 1 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (ASMAP) ^{エースマップ} 事業^(※1)により、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を行ってきた。さらに令和7年度からこども家庭センターを機能設置し、子育て支援の相談部門と母子保健部門がこれまで以上に連携・協力して、家庭の状況やニーズに応じた一体的な支援を行っている。
- 2 令和7年度から、子育て家庭の孤独・孤立を防ぐため、生後5か月から1歳4か月までの子どもがいるすべての家庭を対象とした新たな子育て家庭訪問事業を開始した。
- 3 令和7年度から、予防接種や成長の記録などの機能に加え、相談窓口やイベント情報などを紹介する子育てアプリを導入した。

(※1) 妊娠・出産・子育て期を通して、親子の健やかな成長を切れ目なく支援するための事業。支援の流れは「気づく → 支える → つなぐ → 見守る」の4つのステップで構成し、妊娠期から子育て期までの各段階で適切な支援が提供され、継続的に見守る。



その他の取組

● スマイルママ面接

妊娠中の生活や健康状態を把握し、保健師や助産師が個別のケアプランを作成

● こんには赤ちゃん訪問

生後0～3か月の乳児を持つ家庭を対象に保健師や助産師が訪問し、育児相談や必要な支援を行う

● あだち出産・子育て応援給付金 (妊婦のための支援給付)

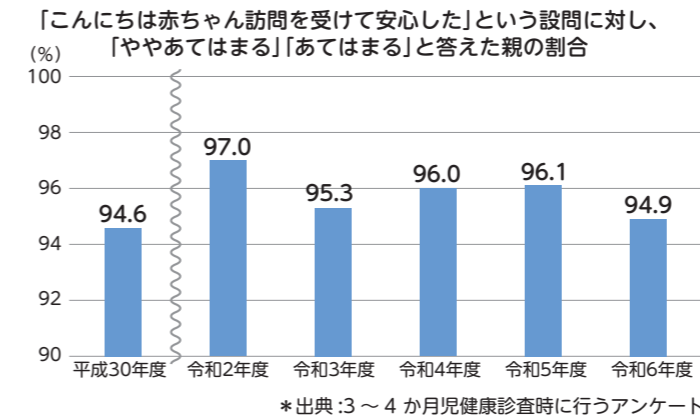
スマイルママ面接やこんには赤ちゃん訪問事業などの伴走型相談支援に合わせ、妊娠時と出産時に5万円の現金給付により経済的支援を実施

● ファーストバースデーサポート

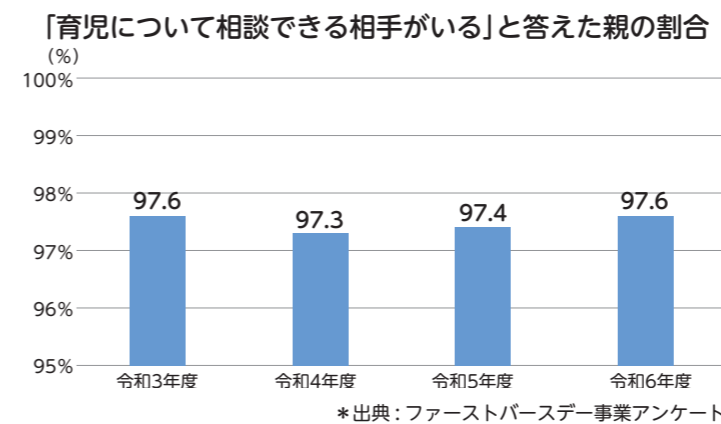
成長の節目となる1歳の時にアンケートを実施して育児状況を把握し、適切な支援につなげる。アンケートを返送した方には育児パッケージとして「こども商品券」(第1子:6万円分、第2子:7万円分、第3子以降:8万円分)を支給し、経済的支援としても実施

成果

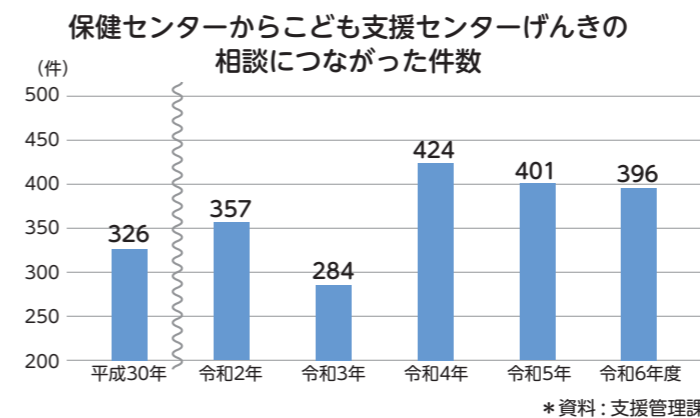
子育て家庭の孤独・孤立の防止につながっている



● 各保健センターなどでの3～4か月児健康診査時に行うアンケートで「こんにちは赤ちゃん訪問を受けて安心した」と回答した保護者の割合は高い水準を維持している。



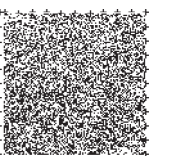
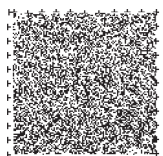
● 家族や友人だけではなく、保健センターや子育てサロンなどの関わりにより、相談できる相手が多様化し、子どもの健康に良い影響を与えるとともに、妊娠・出産期の孤立防止につながっている。



● 各保健センターでの健診時に、こども支援センターげんきの心理士を派遣することで連携が強化され、発達に関する早期の相談へつながっている。

今後の取組方針

- 引き続き ASMAP 事業を推進し、スマイルママ面接などの伴走型相談支援と、あだち出産・子育て応援給付金 (妊婦のための支援給付) などの経済的支援を組み合わせた母子保健事業を展開していく。
- 支援が必要な妊婦に対しては、母子保健コーディネーターや保健師により、切れ目ない支援を行っていく。
- 子育て家庭の孤独・孤立を防止するための子育て家庭訪問事業により、適切な支援につなげていく。



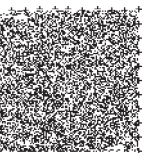
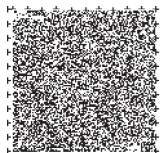
第3章

「足立区子ども・ 若者計画」が目指す 方向性

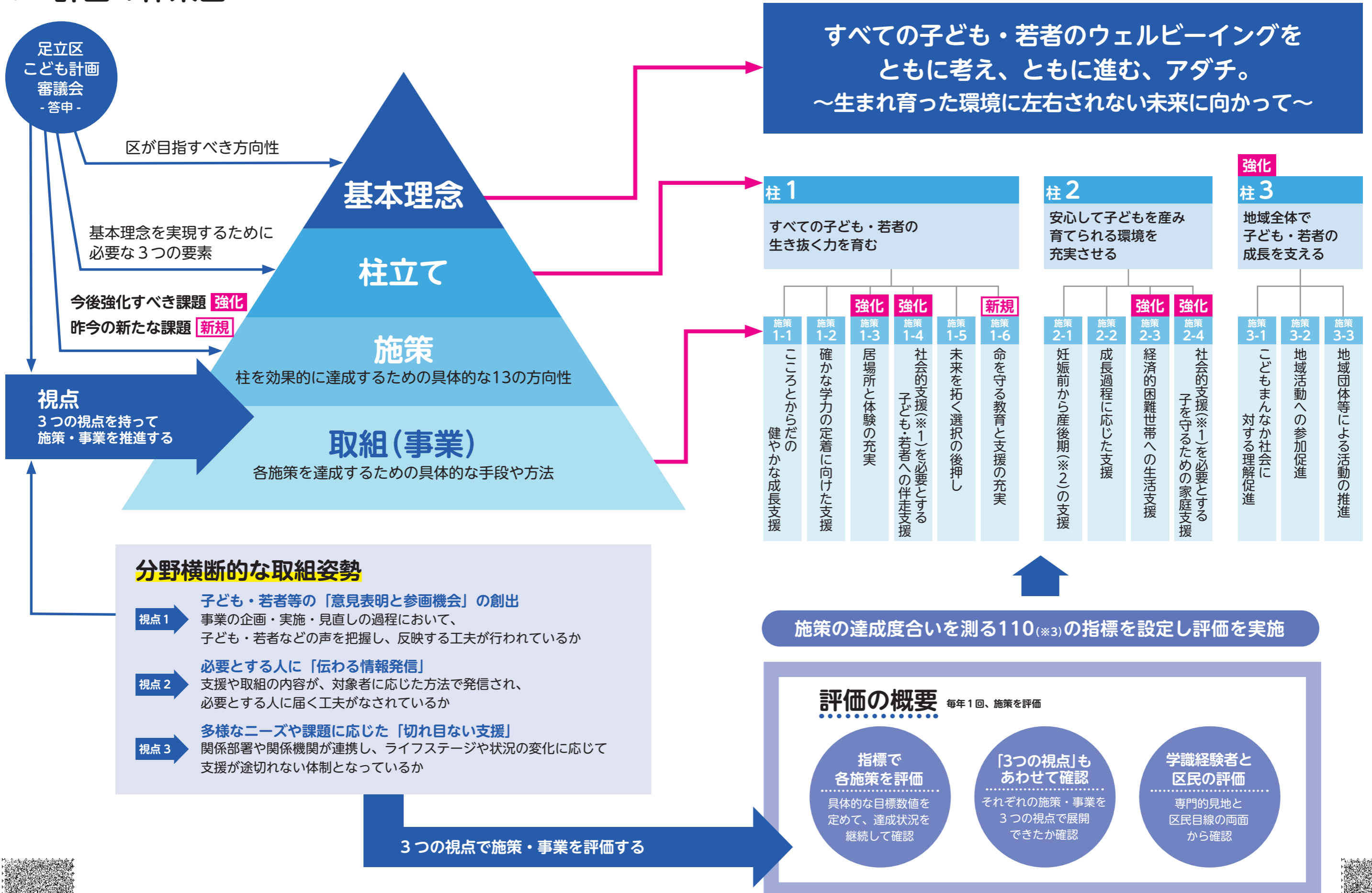
第3章では、
「こどもまんなか社会」の実現に向けて
足立区の施策や事業の
方向性を示します。

ADACHI CHILDREN AND YOUTH PLAN

2026-2030



1 計画の体系図



31ページ

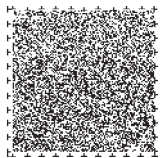
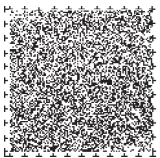
第3章

32ページ

41ページ

71ページ

39ページ



(※1) 発達障がい、心身障がい、不登校児童・生徒、ひきこもり、外国ルーツなどで公的な支援を必要としている方への支援
(※2) 概ね子どもが1歳になるまでの期間
(※3) 事業の進捗よくや状況により今後増減する場合あり

2 基本理念

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、足立区こども計画審議会の提言を基に、以下のとおり基本理念を定めます。

すべての子ども・若者のウェルビーイングを
ともに考え、ともに進む、アダチ。
～生まれ育った環境に左右されない未来に向かって～

(1) 子ども・若者の未来に向けたウェルビーイング

ア「ウェルビーイング」とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態を指し、人生全体を通じた充実感や安心感が得られている状態を意味しています。

イ区は、すべての子ども・若者が今を幸せと感じるだけでなく、人生の様々な場面で「やりたいことをあきらめずに挑戦できる環境」を整え、将来にわたって生きがいや人生の意義を見いだせる地域社会の実現を目指します。

(2) こどもまんなか社会の実現のために「ともに考え」「ともに進む」

ア子ども・若者の多様なニーズに応えられる施策や取組を進めていきます。

イこども基本法の理念に基づき、子ども・若者や子育て当事者の声を丁寧に聴き、その意見を施策に反映させるため、「ともに考える」姿勢を重視します。

ウまた、その意見から見えてくる課題の克服や目標の実現に向け、子ども・若者と「ともに進む」姿勢を大切に、伴走型支援や背中を押す支援を行っていきます。

(3) 生まれ育った環境に左右されない未来

ア区のボトルネック的課題の根底にある「貧困の連鎖」を断つことに重点を置き、これまでの取組の成果を踏まえながら、今後も子どもの貧困対策を緩めることなく着実に進めていきます。

イ「生まれ育った環境に左右されない」という方向性は、区が長年取り組んできた子どもの貧困対策実施計画において最も重要な理念です。

ウ厳しい層に目を向け、より困難な状況にある人々をより手厚く支援することで、すべての子ども・若者が安心して成長できる足立区を実現します。

3 計画の「柱立て」

基本理念の実現に向け、子ども・若者が様々な支援を受けながら、人生の多様な分岐点で自分らしい選択ができ、未来に向かって進めるよう、施策や事業を3つの柱に整理して推進していきます。

柱1 すべての子ども・若者の生き抜く力を育む【子ども・若者に関する取組】

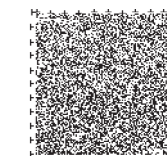
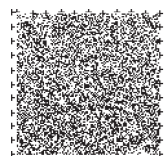
- (1) 子ども・若者が困難な状況にあってもそれを乗り越え、将来に向かって力強く歩む力を育んでいきます。
- (2) 心と体の健やかな成長を基礎として、子ども・若者が自由に意見を表明し、社会に参画できる機会を広げます。
- (3) 学び・体験・遊びなどの多様な経験を通じて自己肯定感を育み、夢や希望を実現できる力を高める支援を行います。

柱2 安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる【子育て家庭への支援】

- (1) 子育ての喜びを実感し、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。
- (2) 妊娠前から出産、子育て期、青年期に至るまでの切れ目ない支援により、安心して子育てできる環境を創ります。
- (3) 経済的に困難な家庭や社会的支援を必要とする家庭に対しては、よりきめ細かく対応していきます。

柱3 地域全体で子ども・若者の成長を支える【地域における協創と体制整備】

- (1) 子ども・若者や子育て家庭が孤立せず、安心して暮らせるまちを目指します。
- (2) 区民一人ひとりが「支え手」としての意識を持ち、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、支える地域社会を創っていきます。
- (3) 地域団体や教育・保育機関、企業などが連携し、地域全体で子ども・若者や子育て家庭を支えるネットワークを構築していきます。



4 計画推進のために必要な「視点」

基本理念の実現に向けて、子ども・若者施策を分野横断的に推進していくため、共通の考え方や取組姿勢を「視点」と位置づけます。

以下に掲げる3つの視点は、子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、ウェルビーイングを高めていくために欠かせない要素であり、本計画に基づくすべての施策・事業に共通するものとして位置づけ、反映していきます。

(1) 子ども・若者等の「意見表明と参画機会」の創出

ア 子ども・若者が自らの意見を尊重され、社会に影響を与える経験を積むことは、自己肯定感や自己有用感^(※1)、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

イ 自ら意見を表明することが困難な子ども・若者の「声なき声」にも耳を傾け、代弁者となる保護者や専門職、支援機関、地域団体が意見しやすい仕組みを構築していきます。

(※1)「他者の役に立っている」という貢献感から生まれる感情

(2) 必要とする人に「伝わる情報発信」

ア 情報が届きにくい対象者にも確実に伝わるよう、様々なツールを活用し、誰もが必要な情報に容易にアクセスできる仕組みを整えていきます。

イ 孤立しがちな子育て家庭や外国にルーツを持つ保護者などに対しては、家庭訪問や地域コミュニティを通じた人と人とのつながりも活用し、相手や内容に応じた適切な方法で情報発信を行っていきます。

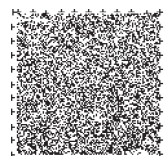
(3) 多様なニーズや課題に応じた「切れ目ない支援」

ア 制度の狭間で支援からもれてしまう子ども・若者や子育て家庭がないよう、きめ細やかな支援の仕組みを構築していきます。

イ 生まれる前から子育て期にかけては、ASMAP事業をはじめとした取組により、家庭の状況や子どもの特性・ニーズに応じた合理的配慮と支援を行い、早期から切れ目なく支えていきます。

ウ 義務教育終了後の若者についても、進学・就労・生活面などの多様なニーズや課題に応じた支援を切れ目なく行い、その社会的自立を後押ししていきます。

次ページ以降に示す「強化」または「新たに取り組むべき課題」は、これらの視点を踏まえ、今後特に重点的に対応すべき具体的な課題として整理しています。

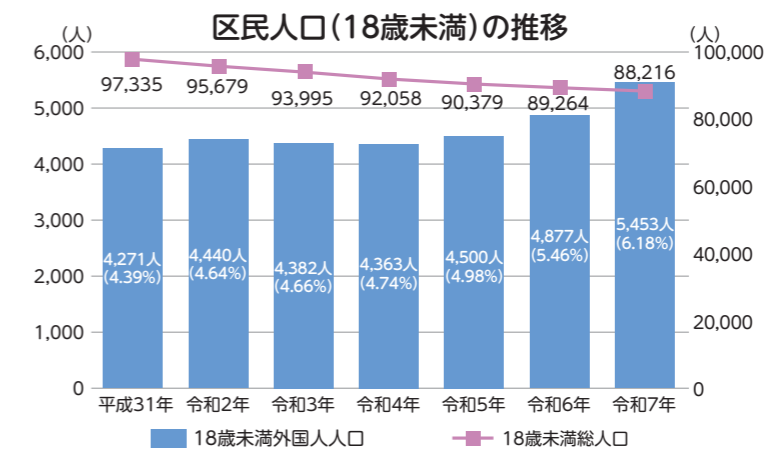


5 足立区子ども・若者計画で「強化」または「新たに取り組むべき」課題

足立区こども計画審議会から、今後さらに強化して取り組むべき課題や、昨今の社会状況を踏まえた新たな課題が提言されました。本計画の施策や事業の推進にあたっては、これらを重要な課題として位置づけて取り組んでいきます。

(1) 外国にルーツを持つ子ども・若者や家庭の支援の充実 **強化**

区では、18歳未満の人口全体は減少傾向にある一方、外国籍の18歳未満人口は近年増加しています。令和7年には、18歳未満の外国籍人口は5,453人となり、令和2年と比べて22.8%増加しました。18歳未満人口88,216人のうち、外国籍人口は6.2%を占めており、都全体の割合(5.1%)を上回っています。



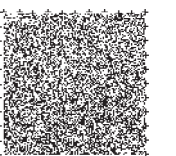
*出典：足立区住民基本台帳(各年1月1日)

	H27			R2			R6			R7		
	外国籍	児童・生徒数	割合	外国籍	児童・生徒数	割合	外国籍	児童・生徒数	割合	外国籍	児童・生徒数	割合
小学校	750	31,322	2.4%	1,305	31,215	4.2%	1,556	29,127	5.3%	1,680	28,678	5.9%
中学校	312	14,232	2.2%	453	13,387	3.4%	517	13,383	3.9%	619	13,295	4.7%
合計	1,062	45,554	2.3%	1,758	44,602	3.9%	2,073	42,510	4.9%	2,299	41,973	5.5%

*資料：学務課

今後の取組方針

- 子どもの日本語学習や居場所づくりの取組を進めているが、外国籍の児童・生徒の増加に伴い、支援が必要な子どもが増えていくことが予想されるため、さらなる支援策の検討が必要である。
- 保護者が日本語に馴染めず、日常生活や学校との関係づくりに支障がある場合もあり、子どもだけでなく、家庭全体へのさらなる支援が必要である。
- 外国人実態調査を通じて外国人コミュニティへの参加状況などを把握し、母語で話せる環境や、気軽に利用できる居場所・支援施設の充実を図っていく。



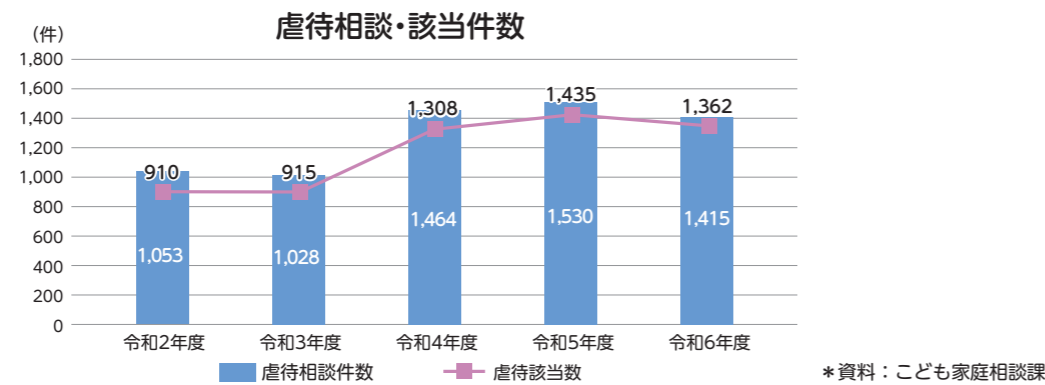
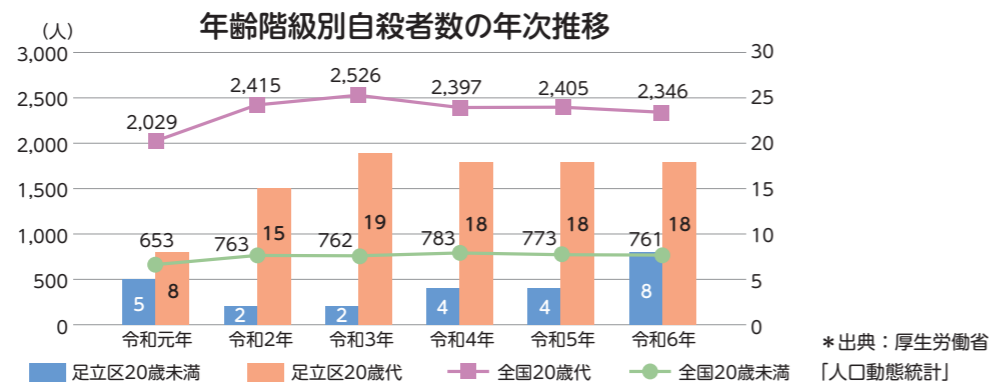
(2) 子ども・若者の命を守る教育と支援 **新規**

近年、自殺や交通事故など子ども・若者の命に関わる深刻な事案に加え、ネット犯罪や闇バイト、薬物の過剰摂取などの問題が増加しています。また、児童虐待の相談件数も令和2年度に比べて増加しています。

補導状況

補導割合順	1	2	3	4	5
区名	墨田区	渋谷区	足立区	港区	台東区
6～18歳人口(A)	22,418	18,602	65,367	26,390	13,946
補導件数(B)	1,033	788	2,655	942	415
割合(B/A)	4.61%	4.24%	4.06%	3.57%	2.98%

飲酒、喫煙、深夜の徘徊、その他、自己または他人の徳性を害するこれらの行為をしている少年が「不良行為少年」として補導の対象とされる。
*出典：警視庁「少年育成活動の概況」

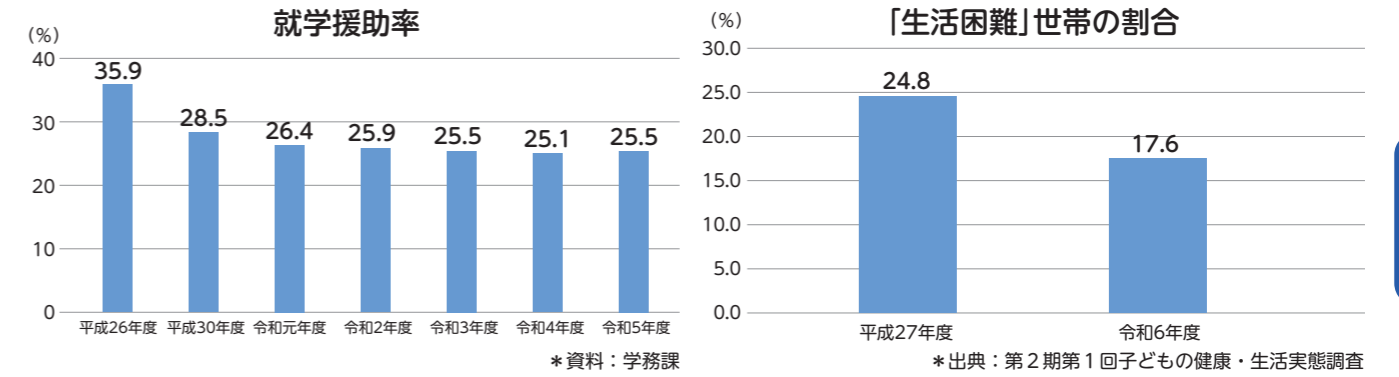


今後の取組方針

- 子ども・若者自身が身を守る知識を習得し、適切な行動をとれるよう規範意識を高めるとともに、命を守る実践的な取組を進めていく。
- ネット犯罪や闇バイト、薬物の過剰摂取などの背景には、虐待やトラウマ、貧困といった家庭の要因も考えられる。要因分析とともに、有効な対策・対応を検討・推進していく。

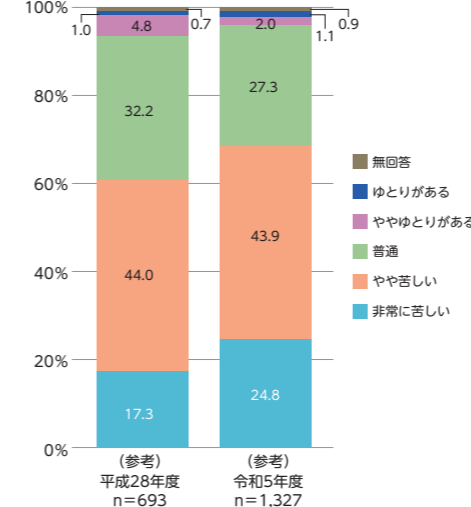
(3) 経済的に困難な世帯へのより手厚い支援 **強化**

区の就学援助率や、子どもの健康・生活実態調査における「生活困難世帯」(※1)の割合は減少している一方で、「足立区ひとり親家庭アンケート調査」や「足立区子育てアンケート」(※2)では、経済的な厳しさを訴える状況が見られます。



※1 「子どもの健康・生活実態調査」でいう「生活困難世帯」とは、以下A・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義
 A 世帯年収 300万円未満の世帯
 B 生活必需品の非所有世帯 (子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた5万円以上の貯金がないなど)
 C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯

ひとり親世帯の経済状況



*出典：足立区ひとり親家庭アンケート調査 (左：平成28年度、右：令和5年度)

	n =	苦しい	普通	ゆとりがある	その他
TOTAL	1918	43.1	38.9	5.6	2.4
~399万円以下/子ども1人	159	74.2	22.6	0.0	3.1
~399万円以下/子ども2人	86	79.1	16.3	3.5	1.2
~399万円以下/子ども3人以上	30	73.3	23.3	3.3	0.0
400~599万円/子ども1人	173	64.7	29.5	5.2	0.6
400~599万円/子ども2人	136	58.1	36.0	2.9	3.0
400~599万円/子ども3人以上	37	70.3	27.0	2.7	0.0
600~799万円/子ども1人	166	44.0	40.4	14.5	1.2
600~799万円/子ども2人	157	47.8	44.6	7.0	0.6
600~799万円/子ども3人以上	55	47.3	43.6	5.5	3.6
800~1,199万円/子ども1人	208	26.0	48.1	24.0	1.9
800~1,199万円/子ども2人	211	24.6	53.1	19.9	2.4
800~1,199万円/子ども3人以上	71	40.8	43.7	14.1	1.4
1,200万円以上/子ども1人	97	6.2	35.1	56.7	2.0
1,200万円以上/子ども2人	123	8.1	48.8	42.3	0.8
1,200万円以上/子ども3人以上	34	20.6	23.5	52.9	2.9
収入なし/子ども1人	7	100.0	0.0	0.0	0.0
収入なし/子ども2人	0	0.0	0.0	0.0	0.0
収入なし/子ども3人以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない/子ども1人	60	45.0	41.7	6.7	6.6
答えたくない/子ども2人	54	31.5	53.7	11.1	3.7
答えたくない/子ども3人以上	26	23.1	46.2	11.5	19.1
無回答	28	42.9	25.0	14.3	17.9

*出典：足立区子育てアンケート (令和6年度)
 (※2) 区内在住で0～22歳の子どもが1人以上いる世帯から無作為抽出した6,000世帯が対象

今後の取組方針

- 足立区ひとり親家庭アンケート調査 (令和5年度) では、世帯の経済状況について「非常に苦しい」「やや苦しい」と回答した割合が平成28年度に比べ7.4ポイント増加しており、ひとり親世帯の厳しい生活実態が伺える。ひとり親世帯への継続的な支援が必要である。
- 一方、経済的な困難はひとり親世帯に限らず、多子世帯などにも同様の傾向があり、より幅広い層へのきめ細かな支援を検討していく。

(4) 家庭や学校以外の「第3の居場所」の確保 強化

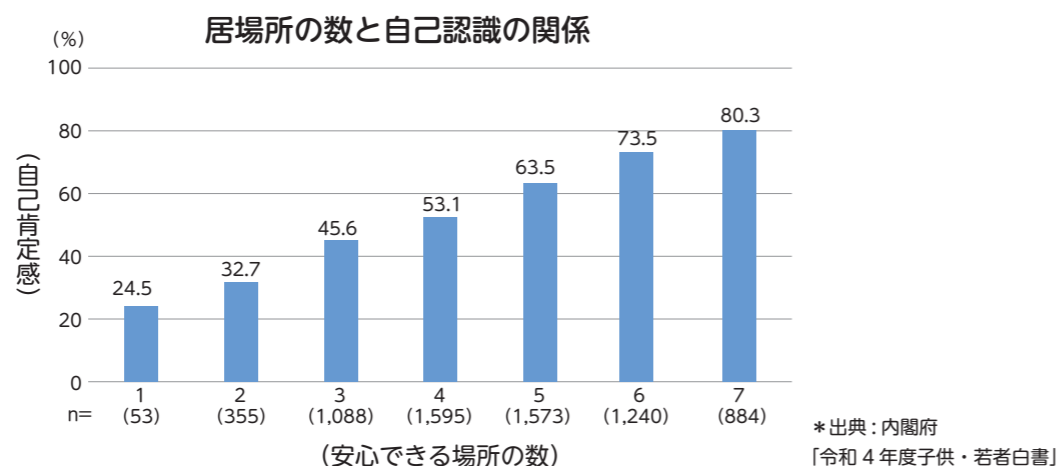
国は、「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、子ども・若者が安心して過ごせる多様な居場所の整備を推進しています。また、大人の視点でつくられる場合は、求められる居場所とのギャップが生じやすいため、当事者の意見を聴きながら進めるべきとしています。

区では、令和6年度から、当事者の声を直接聴く仕組みである「アダチ若者会議」を実施し、「安心して過ごせる居場所」をテーマの一つとして、若者の声を踏まえながら検討を進めています。

アダチ若者会議で出された若者が求める居場所の例

- ・勉強や雑談ができるスペース
- ・カフェのように気軽に立ち寄れる場所
- ・相談できる大人がいる、強制されない活動の場
- ・自分の意見を安心して言える、同世代の仲間とつながれる環境 など

令和4年度に内閣府から報告された「子供・若者白書」では「安心できる場所を複数もっている子ほど、自己肯定感が高い」とされています。



今後の取組方針

- 子どもや若者の意見を聞きながら、多様化するニーズに応えられる居場所づくりを進めていく。
- 地域学習センターのフリースペースなど、公共施設で実施している居場所事業の利用を促進するため、さらに周知を図っていく。
- 子ども・若者がより身近な居場所を利用できるよう、補助金の活用を促し、民間の力も活用していくとともに、「あやセンターぐるぐる」などを核として、地域における居場所づくりを広げていく。

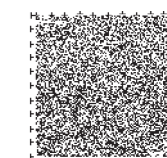
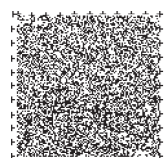
(5) 地域全体で子ども・若者の成長を支える仕組みの構築 強化

区民一人ひとりが子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、「支え手」としての役割を意識し、地域全体で「こどもまんなか社会」の考え方を共有するための啓発活動を推進する必要があります。

子ども・若者の成長を家庭だけでなく地域全体で支えるという考えのもと、地域団体や教育・保育機関、企業などが連携し、支援の機運を高めます。あわせて、子ども・若者や家庭の課題を早期に把握し、必要な支援につなぐ仕組みづくりを進めます。

今後の取組方針

- 地域全体で「こどもまんなか社会」の考え方を共有し、区民一人ひとりが子ども・若者の成長の「支え手」であることへの理解促進・啓発活動を推進する。
- 大学生などの若者が、保護者や学校の教職員以外で、子どもたちにとって安心して頼れる「第3の大人」となれるよう、出会いの場の創出を進めるとともに、「伴走者」や「キーパーソン」との関係づくりを進めていく。
- 要保護児童の発見・支援・予防・保護と、要支援児童やその保護者を支援するネットワークにより、養育困難世帯やヤングケアラーなど各家庭個別の状況に応じて、必要な機関と情報を共有し、連携と役割分担で的確に支援していく。

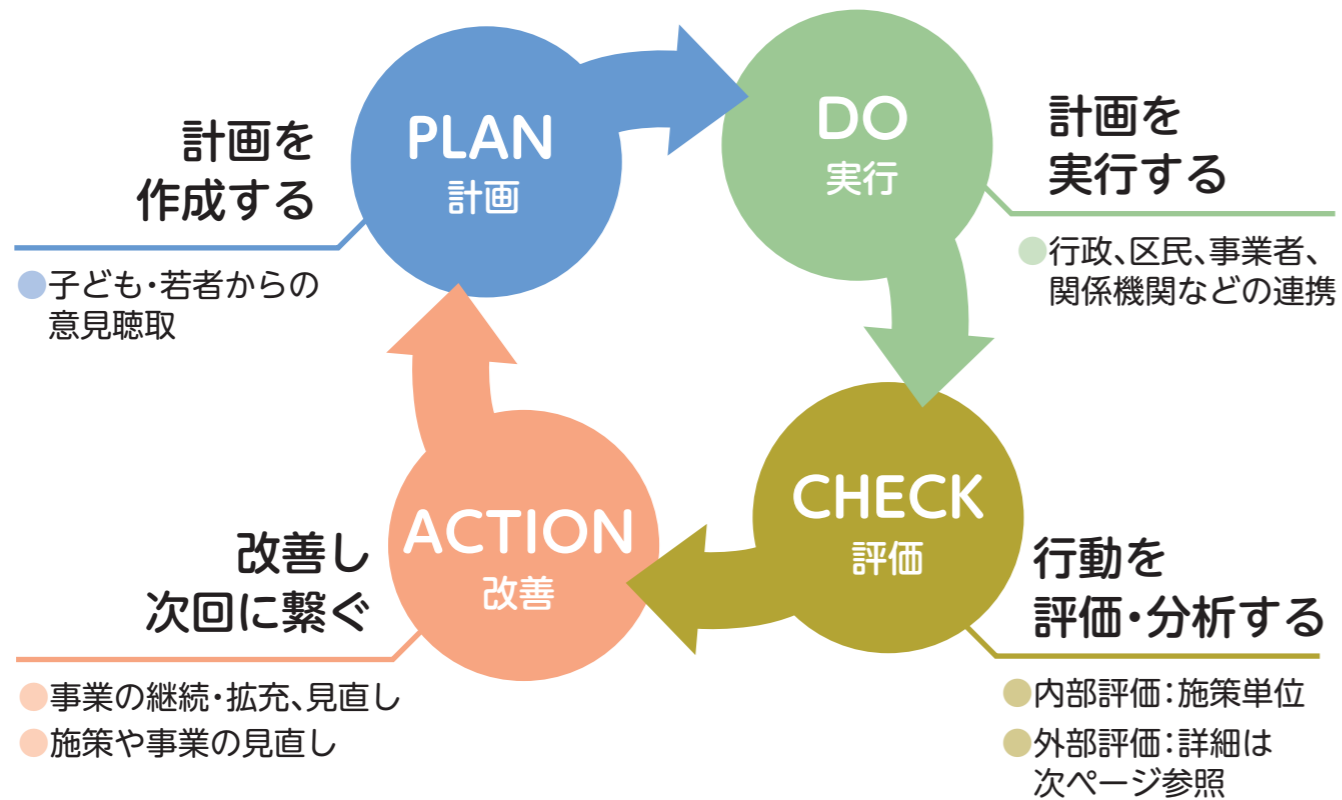


6 計画の推進体制と評価

(1) PDCA サイクル（※1）による計画の点検・評価

本計画開始後の点検、評価は年度ごとに実施し、本計画に基づく施策の成果や課題などについてまとめ、その結果を公表します。

また、計画の実効性を高めるため、子ども・若者の意見、住民ニーズなどを的確にとらえていくとともに、PDCA サイクルで、計画の進捗よく状況を年度ごとに整理し、必要に応じて、施策や事業の見直しを行います。



(※1) 「Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つ

(2) 評価方法

本計画を効率的・効果的に推進するため、以下のとおり評価方針を定めます。

ア 実施内容

- (ア) 施策指標の把握、点検 **毎年**
13 施策ごとに設定した施策指標について実績値を把握し、施策の実施状況や達成状況を点検
- (イ) 施策評価 **令和 9、10、11 年度**
3 か年かけて全 13 の施策を評価 (年 4、5 施策ごとの評価を想定)
- (ウ) 総括評価 **令和 12 年度**
次期計画の方向性を整理

計画推進のための必要な「視点」も実施状況を確認

- 視点 1 子ども・若者等の「意見表明と参画機会」の創出
- 視点 2 必要とする人に「伝わる情報発信」
- 視点 3 多様なニーズや課題に応じた「切れ目ない支援」

	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
					※計画策定年度	
計画期間	足立区子ども・若者計画					
施策指標の把握・点検		→				
施策評価・総括評価		R8施策評価	R9施策評価	R10施策評価	総括評価	

イ 評価者

庁内評価および外部の委員による評価を実施する。

- (ア) 庁内評価
区: 行政評価 (重点プロジェクト事業評価、各施策・事務事業評価)
- (イ) 外部評価
学識委員: 子どもの貧困対策などに関する専門的知見による評価
区民委員: 施策の取組状況や施策指標の達成状況などについて区民目線で評価

ウ 公表

区ホームページで公表

エ その他

評価方法の詳細は、本計画に基づき別途定める。

